

公益財団法人柏崎原子力広報センター役員等の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人柏崎原子力広報センター（以下「センター」という。）の定款第13条及び第26条の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受けとる財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 センターは、役員等の職務執行の対価としての報酬を支給することができる。

- 2 理事及び監事に対しては、理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 評議員に対しては、評議員会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 4 前3項の規定は、常勤の役員等には適用しない。

(報酬の額の決定)

第4条 役員等の報酬は、理事会や評議員会出席等の都度、新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のものとの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例（昭和31年条例第22号）別表1中の防災会議の委員に該当する額を支給するものとする。ただし、常勤の役員等には適用しない。

- 2 常勤役員は報酬月額は新潟県柏崎市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第13号）別表第1一般職員給料表の例によるものとし、代表理事が理事会の承認を得て決めるものとする。
- 3 常勤役員は賞与、扶養手当及び通勤手当は新潟県柏崎市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第13号）の例によるものとし、代表理事が理事会の承認を得て決めるものとする。
- 4 常勤役員は退職手当は、職員退職手当支給規程に準じて支給する。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、支払い事由の発生の都度支払うものとする。ただし、常勤役員は、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 センターは、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用は遅滞なく支払うものとする。また、前払いが必要な費用は前もって支払うものとする。

- 2 費用のうち、役員等の旅費については、新潟県柏崎市旅費に関する条例（昭和29年条例第9号）別表第1特別職の職員及びそれに基づく規程の例により支払うものとする。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人柏崎原子力広報センターの設立の登記の日以降に開催される最初の評議員会から施行する。